
第1部 総論

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では、平成29年4月に10年後の共生社会に向けたビジョンを定めた「千葉市における障害福祉施策に係る中長期指針」を策定し、相互に関連している様々な問題を総合的に捉え、かつ、長期的な視点をもって取組むこととしました。

この中長期指針を踏まえた第1段階の実施計画として、平成30年3月に、「第4次千葉市障害者計画」「第5期千葉市障害福祉計画」「第1期千葉市障害児福祉計画」を策定し、「すべての障害者が、自らの特性に合わせて、自らの選択により、より良い生活を求める努力ができ、障害のある人もない人も共に活動することで相互の理解を深め、より支援が必要な方に手が差し伸べられる共生社会を構築する」という基本理念のもと、様々な障害者施策や障害福祉サービスの供給量の確保等を通じて障害者の自立と社会参加の促進に取り組んできました。

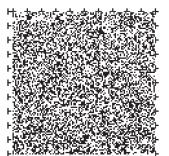
国においては、障害者基本法の一部改正(平成23年8月施行)や障害者差別解消法の制定(平成28年4月施行)など障害者権利条約の批准に向けた法の整備が行われ、いわゆる「社会モデル」の考え方や「合理的配慮」の概念が取り入れられました。更に、平成30年4月から、障害者基本計画(第4次)の計画期間が開始され、令和3年4月には、障害福祉サービスや障害児支援等の報酬改定が見込まれています。

現在、障害者やその家族の高齢化は更に進展し、高齢の親が障害者を介護する状況や、障害者本人が要介護状態にある親や配偶者を介護しなければならない状況など、各家庭の介護力が低下しており、地域社会全体で障害者を支えていくことが強く求められています。

特に、地域で生活する障害者の中には、法定サービスを基本とした既存の制度のみでは解決が難しい課題を抱えている方たちがおり、その対応が求められています。

また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として、すべての障害者に対する市民の意識を変え、多様性を理解し尊重することができる共生社会の実現に向けこれまで展開してきた施策を、現行の「第4次千葉市障害者計画」に引き続き取組み、オリパラレガシーとして継承することが必要です。

これらの状況のもと、本計画は、中長期指針を踏まえた第2段階の実施計画として、「第4次千葉市障害者計画」の到達点や令和元年度に実施した障害者生活実態・意向調査の結果を踏まえ、障害者が地域において自立した生活を送り、障害の有無によって分け隔てられることなく社会参加できることを目指し、相談支援、地域生活支援、保健・医療、教育、生活環境など幅広い分野を対象とした障害者施策の総合的な計画として策定するものです。



2 計画の位置付け・他計画との関係

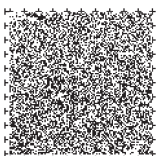
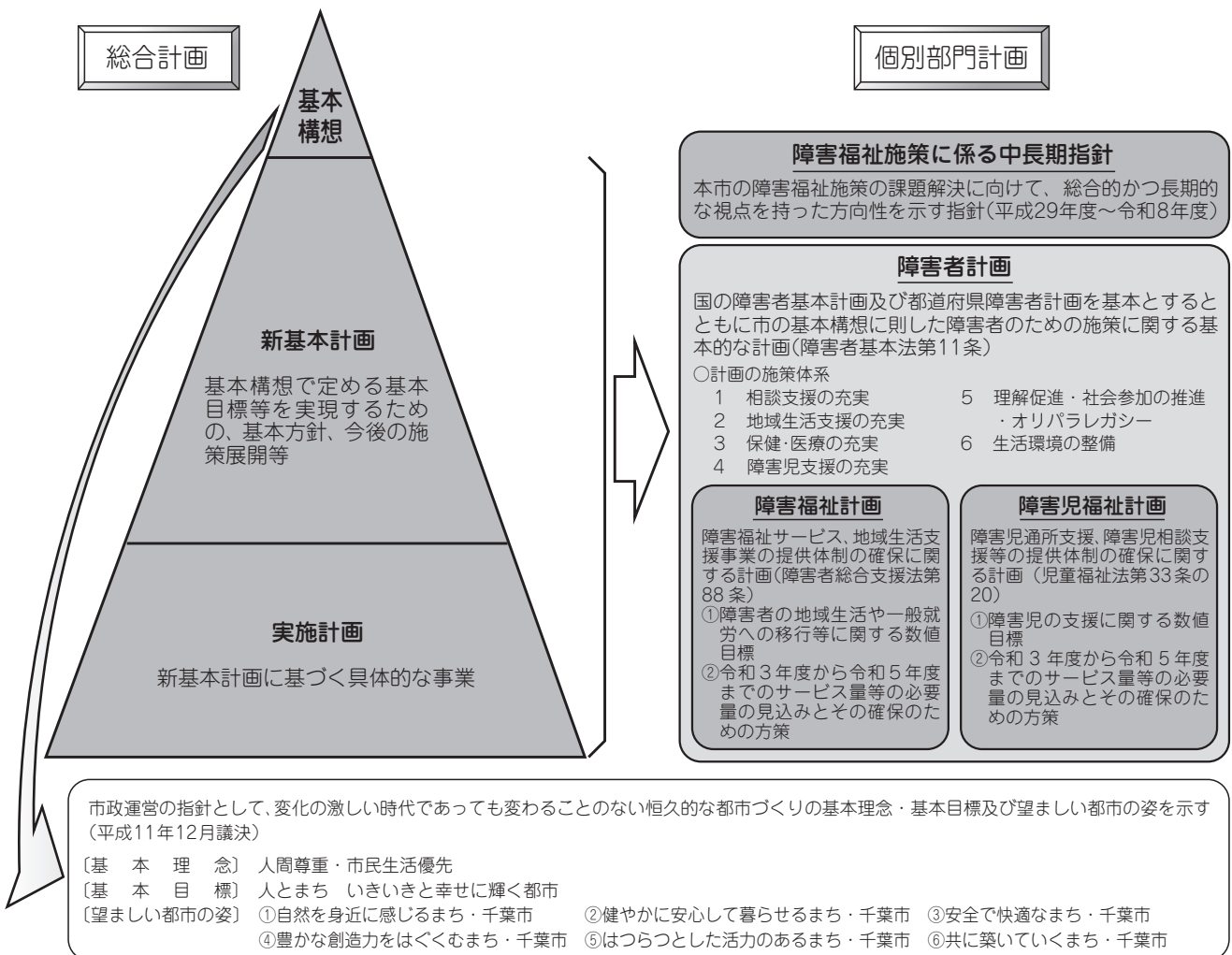
(1)位置付け

この計画は、「千葉市における障害福祉施策に係る中長期指針」を上位方針とした実施計画であり、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」、障害者総合支援法第88条の規定に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定した本市の障害者施策に関する計画となります。

また、この計画は、「基本計画」を上位計画とする本市の障害者施策に関する個別部門計画となります。

(2)他計画との関係

「千葉市高齢者保健福祉推進計画(介護保険事業計画)」、「支え合いのまち千葉 推進計画(千葉市地域福祉計画)」、「千葉市こどもプラン」、「特別支援教育推進基本計画」、「千葉市バリアフリーマスタープラン」等、関連計画との整合を図りながら策定します。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

なお、計画期間中において、法制度の改正や社会情勢の大きな変化が生じた場合は、必要に応じて見直しを行うこととします。

【計画期間】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
国の動き	〈障害者基本法〉								
	第3次障害者基本計画 (平成25～29年度)			第4次障害者基本計画					第5次 障害者 基本計画
	〈障害者総合支援法・児童福祉法〉(障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針)								
市の障害者関連計画等	平成26年改正 指針			平成29年改正 指針			令和2年改正 指針		
	千葉市における障害福祉施策に係る中長期指針 (平成29～令和8年度)								
	第3次障害者計画			第4次障害者計画			第5次障害者計画		
	第4期障害福祉計画			第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画		
				第1期障害児福祉計画			第2期障害児福祉計画		
市の動き	新基本計画 (平成24～令和3年度)							(仮称)千葉市 基本計画	
	第2次実施計画			第3次実施計画			第1次 実施計画		

4 「障害者」とは

この計画が対象とする障害者とは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持する者ばかりではなく、療育の必要な児童、発達障害者、難病患者、精神障害者通院医療費の公費負担を受けている人、重度の意識障害のある人など、日常生活や社会生活で支援を必要とするすべての人としています。

なお、平成26年1月の障害者権利条約の批准に先立って改正された障害者基本法において、障害者が受ける制限を「機能障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相對することによって生ずる」とする、いわゆる「社会モデル」の考え方が取り入れられたことから、これまで「障害」と表記してきたものの一部に、正確には「機能障害」と表記すべきものがありますが、この計画では、引き続き「障害」の表記で統一しています。

